

平成 25 年 8 月 7 日 (水)

平成 25 年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成25年第2回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成25年8月7日（水）〕
午後1時30分 開 議

- 第1 会期決定について
- 第2 議案第5号 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について
- 第3 議案第6号 岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事請負契約の締結について
- 第4 行政報告（ごみ処理広域連携の検討依頼に係る対応について）
- 第5 一般質問

出席議員（13名）

1番	石田	亀太郎	2番	稲田	悦治
3番	河合	馨	4番	来原	佳一
5番	鳥居	宏次	6番	中井	良介
8番	米田	貴志	9番	明石	輝久
10番	阪口	勇	11番	田中	学
12番	松波	謙太	13番	森	美佐子
14番	藪内	留治			

欠席議員（1名）

7番 山田 幸夫

出席議事説明員

管理者	野口	聖	副管理者	藤原	龍男
理事	出口	修司	理事	砂川	豊和
幹事	柿花	淑彦	幹事	田中	利雄
幹事	西岡	修	幹事	伊東	敬夫
幹事	坂井	永二	幹事	岸澤	慎一
幹事	頓花	隆	幹事	稲田	隆
会計管理者	青野	恵子			

出席事務局職員

事務局長	平塚	隆史	事務局次長	山口	強
総務課長	樽谷	修一	管理課長	小南	和巳

午後1時34分開会

○議長（藪内留治君）

ただいまから平成25年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を総務課長から報告させます。

○総務課長（樽谷修一君）

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。

なお、欠席議員は1名であります。

以上で報告を終わります。

○議長（藪内留治君）

ただいまの報告のとおり、出席議員13名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（藪内留治君）

次に、本日の会議録署名者を施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、4番末原佳一議員、5番鳥居宏次議員を指名いたします。

○議長（藪内留治君）

次に、今期定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、報告いたします。

○議長（藪内留治君）

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題いたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日の1日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、1日に決定いたしました。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第2議案第5号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

管理者 野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

上程いたされました議案第5号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしたいためのものであります。

当点検整備工事は、法の定めにより点検しなければならないものにあわせ、前回の点検時に整備が必要となったものを、効率的に当該箇所の整備を図ろうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（藪内留治君）

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、平成25年度定期点検整備工事の概要について、お手元にご配付の資料に基づきご説明申し上げます。

まず、資料1をごらんください。

工事概要を一覧表にしたものでございまして、縦列に今回実施する点検整備の内容を①から⑪までの11項目に分けてございます。横列には、それぞれの項目ごとの設備の内容と点検整備の対象となる機器をあらわし、次の図面にて設備の位置等を着色いたしております。

それでは、主な内容についてご説明申し上げます。

まず、②、③の燃焼設備及び燃焼ガス冷却装置について、図面では左中ほどに赤とオレンジで塗ってある部分になります。この部分の高さは約30メートルで、一般的なビルの高さで言うと約10階建ての建物と同等の高さとなります。

ここでの作業は、焼却炉や燃焼ガス冷却設備、以下「ボイラー」と申し上げますが、内部に付着したクリンカーの除去と耐火物及び蒸気配管等の測定や点検整備となり、大がかりな足場が必要となります。

また、狭い場所での作業や危険を伴う作業も多く、法令で定められている防護服やマスク、眼鏡などの着用が義務づけられ、作業効率の悪いものとなります。

なお、前年度までは部分補修して延命していた耐火物も損耗が激しいので、一部範囲を拡大した補修を行い、さらなる延命化に努める計画を行います。

燃焼設備の炉本体は、清掃・点検後、レンガや耐火物の膨張シロの目地材の整備を行います。

ボイラーは、監督官庁の検査を受ける義務があります。ボイラードラムや配管、各種ポンプ及びバルブの構造は複雑多岐であり、また摂氏400度、4メガパスカルの高温・高圧の蒸気に対応するため、高度の整備技術を必要とします。

安全のため、ボルトやパッキンの消耗品は、全て交換することにいたしております。

また、附属設備の脱気器、給水ポンプやボイラー給水ポンプ等の点検整備も実施し、耐圧テスト等により安全確認を行います。

なお、2号炉につきましては、昨年度の点検整備の時点から第一放射室の左右側壁に減肉が見られていたことから、この部分については更新を実施し、ボイラーの安全確保に努めたいと思っております。

この②、③の工事費に占める割合は、約76%となります。

次に、④の排ガス処理設備でございます。図面では中ほど、水色に塗っているところで、ここでは、減温塔清掃点検整備、粉じんを除去するバグフィルターの清掃点検及びろ布のサンプリング調査を行います。

排ガス中の塩化水素や硫黄酸化物を除去するガス洗浄塔は、内部ライニングの点検及び減湿水槽・冷却器等の点検を行います。

窒素酸化物除去装置につきましては、噴霧ノズルの整備を行います。

この部分の工事費に占める割合は、約6%となります。

次に、⑤の余熱利用設備でございます。図面では左上、黄色で塗っております蒸気タービンや発電機でございます。蒸気タービンは潤滑油の分析等を行い、保安試験を実施いたします。発電機は、電気設備、制御盤等の点検整備及び絶縁抵抗測定等を実施いたします。

次に、図面には記載しておりませんが、⑨の電気計装設備でございます。当センターの電気は、受電や送電用の特別高電圧2万2,000ボルト、主幹回路の高電圧6,600ボルト、各種動力の低電圧440ボルト等に分類されております。これらの変圧器や配電盤及び機器を専門の資格を有している技術者によって開放・清掃・点検整備を実施し、その後、絶縁抵抗測定や各種保安テストを行います。この整備工事は、焼却炉を全炉停止した上で、発電機及び受電を停止し、停電状態で実施するため、作業用発電機の配置が必要となります。

また、焼却炉のほか、リサイクルプラザ等全体の電気設備工事となり、工事費に占める割合は、約12%となります。

以上が、今回整備工事の主たるもので、

今回整備工事費の約94%を占めております。

なお、契約金額は、議案書のとおり、2億4,675万円で、契約の相手方は、川崎重工業株式会社関西支社でございます。

次に、工期や全体の工程についてご説明申し上げます。

お手元の資料3の工程表（案）をごらんください。

まず、工期につきましては、議決をいただければ直ちに本契約を締結し、平成26年3月28日までを予定いたしております。

主な工程といたしましては、9月より3号炉の点検整備工事に着手し、10月より2号炉の第一放射室の左右側壁更新及び点検整備工事、11月中旬より共通設備の点検整備工事を行い、年明けの1月から残る1号炉の点検整備工事を行います。2月下旬におおむね現場工事を終了したいと思っております。

次に、点検整備に係る完了書類作成と一部手直し等を行い、3月下旬に竣工検査を実施し、工期内に全ての事務を終了させる予定でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藪内留治君）

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに決

ましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第3議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事請負契約の締結についてを上程いたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。管理者 野口 聖君。

○管理者（野口 聖君）

上程いたされました議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設組合旧工場解体撤去工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧工場解体撤去工事につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしたいためのものであります。

当解体撤去工事は、平成18年より稼働を停止しております旧清掃工場について、建設当初から44年が経過し、老朽化も進んでいるところから、平成25年度、26年度の2カ年で地上部分の解体撤去を図ろうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藪内留治君）

次に、補足説明を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、お手元にご配付の資料に基づき、ご説明申し上げます。

A3判の図面をお願いいたします。

1枚目が全体配置図となっております、赤く囲っておりますのが旧工場の敷地でございます、面積は1万834平方メートルとなっております。

工事概要につきましては、建物及びごみ処理施設全般の解体撤去でございまして、管理棟とごみ焼却施設を含む工場棟の規模等については、建築面積が1,696.9平方メートル、延べ面積が6,398.2平方メートル、地上3階地下1階建てとなっております。

次に、ごみ処理施設については、1日当たり150トンの処理能力のある焼却炉が4基あるほか、可燃粗大の破砕機、ガス冷却設備、排ガス処理設備、通風設備、灰出し設備等がございまして。

解体撤去工事の範囲といたしましては、建物本体は地上部分のみ、プラント設備は地下部分も含め撤去することにいたしております。

次に、図面2枚目の断面図をごらんください。

赤いラインから上部が撤去工事の範囲でございまして、図面中央のプラント設備機器については、地下部分も撤去いたします。

次に、工期でございまして、議決をいただければ直ちに本契約を締結し、平成27年3月31日までを予定いたしております。

なお、契約金額は、議案書のとおり、4億8,930万円で、契約の相手方は、三井住友建設株式会社大阪支店でございまして。

次に、今後の予定でございまして、関係法令を遵守し、安全対策には万全を期するとともに、地元にも丁寧な説明を行って、円滑に工事を進めてまいりたいと思っております。

また、この秋をめどに、岸和田市及び貝塚市と当施設組合の3者で組織する跡地検討会議を開き、工事期間中も跡地利用について検討を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございまして、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（藪内留治君）

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

今、提案理由をお聞きさしてもらいましたけれども、地元との説明会というようなお話ですけれども、組合として、地元というところというのはどの辺の範囲まで考えておられるのでしょうかね。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

以前からの旧工場の稼働時から地元というところらえ方で、岸和田市の畑町、貝塚市の半田町、久保町、この3町でございまして。

○議長（藪内留治君）

稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

議決されたら本契約という運びで、業者が確定すると。で、本格的な説明会に入っていられるんでしょうけれども、ある程度めどというんですかね、いつぐらいまでにやっていくんだというようなことはお決めになっておられるのでしょうかね。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

今議員さんおっしゃるように、本格的な説明会ということで、以前にはこういう予定で解体撤去工事をしていくということで、各町会さんには幾度か日程的な大きな枠の説明にはお伺いしております。

で、今局長の説明にありましたように、きょうご決定をいただきますと本契約ということになります。工事業者と具体的な解体撤去の方法、工法、それと期日を早急に組合とのほうで協議いたします。実際これ

がまだ入っておりませんので、期間的には確約はできませんけど、1カ月半から2カ月程度かかるのではないかと考えております。ですんで、地元の説明会の時にもお話をしたのは、秋が深まったころには、先ほど言いました工法、工程と日程、この辺を詳しく地元の方々にご説明に上がれると、こう考えております。

○議長（藪内留治君）

稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

なかなか工事自体、専門的なことがたくさんあるかと思っておりますので、やはり地元に対してはかみ砕いたような、不安を払拭するような説明会をお願いしたいと思っております。

それと、以前、貝塚市、そしてまた清掃組合に対して半田の住民の方から文書で説明会についての要望とございますか、そういったものが出されておるわけですが、その文書に対する回答とございますか、そういったことがまだ現時点ではなされていないように思います。

業者も決まったことですので、早急におまとめいただけるような方向で、また文書で回答をしていただきたいと思います、その辺についてはある程度期間的にはいつまでとかというようなことで思っているのでしょうか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

今の議員さんおっしゃる文書でというのは、私どもの組合のほうには説明会についての文書での請求というんですか、そこら辺は来ておりませんが、貝塚市さんのほうには要望という形で来ているように聞いております。

回答のほうは貝塚市さんのほうでされるかと思うんですが、組合としましては、先ほど申しましたように、工法、工程が決まりましたら、すぐに地元にお伺いし、住民の皆様にはきちんと説明を行っていくと、こういう考えでおります。

○議長（藪内留治君）

稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

地元はわかるんですけども、その出された方に対して個別にはそういった回答とございますか、そういったことは、貝塚市にまた確認しますけれども、そういったことは考えておられないのでしょうか、今のご答弁でいきますと。これはどこが主になって説明会をされるわけですか。組合ですよ。違うんですかね。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

おっしゃるとおり、こちら、事業主体ですんで、組合が説明を行います。先ほどの陳情書のほうは貝塚市に出されておりますので、そこら辺は貝塚市さんからされると思うんですが、それを、要望書がどうかというのではなく、地元の方々にはきちんと説明していくと、こういう考えです。

○議長（藪内留治君）

稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

ということは、文書では返さないということですか。わからないわけですか、ここでは。貝塚市さんがやるということになるんですかね。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

私も写しも見ておりますけども、貝塚市

に対する陳情であったと思いますので、そちらのほうから回答されると、こう思っております。

○議長（藪内留治君）

稲田議員。

○2番（稲田悦治君）

それはほんならまた貝塚市のほうに確認ささせていただきますし、やはり事業主体がこちらであるわけですから、その写しもいただいているということであれば、やはり真摯に受けとめていただいてやっていただくことが望ましいのではないかなと思いますので、この辺はこれ以上申し上げませんが、しっかりと説明会のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

解体工事についてですけども、まだ工法とか決まってないということなんですけども、従前から清掃工場に関してはダイオキシンの問題と、そして熱を処理してたい工場なので、アスベストの問題ちゅうのが、古い工場である限りアスベストを使ってる部分でかなりあると思うんですけども、そういう調査はなされてるんでしょうか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

まず、工法等のことにつきまして、仕様発注という形で、先ほど局長が説明申し上げた解体撤去、きれいにG Lにするということで、繰り返しですけど、解体撤去をきちんとするという事です。

24年度、昨年度の予算の執行でほうで、現在の汚染物等の調査を事前にやっております。これにつきましては、解体時の地元

周辺、また作業員、この方々のいわゆる労基法上の分もありますので、労働基準監督署、こちらと十分調整して、撤去工事に入っていくときもそこら辺を遵守してやっていくと、こういう考えです。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

ダイオキシンはかなりシビアな状況で市民、住民も考えてると思うんですよ。よく新聞等をにぎわしてんのは、学校の耐震のそういう工事にしても、アスベストが使われてるのは知らなかったとか、工事がもう終わってんのに、その終わった時点であったんやということになってたんで、こういう大きい工場でありまして、断熱材としてのアスベストはかなり使ってるんじゃないかなと思うんですよ。そういう調査はもうやっておるちゅうということですね。どうなんですか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

それは私のほうからご答弁をさせていただきます。

事前に、今議員おっしゃられるダイオキシン、アスベスト、特にアスベストに関しましては、建物の耐火被覆やとかそういったところに多く使われてるのが現状でございます。ただ、私ども、旧工場、昭和57年、4号炉増設ぐらいのところ一度大規模改修してる中で、私ども、今ちょっと年は忘れてるんですけど、二、三年前には一度そういった建築物の中のアスベスト調査等は、実際に吹きつけてる部分をとってアスベストを使用してるかどうかという調査をしている中では、現在は含有はしていないものを使っておると。

ただ、アスベストに関しましては、俗に言うスレート材とかそういう固化物、もう飛散のおそれのないものにも、当然、一般家庭のスレート材といったところにも、微量ではございますけども、含有してございます。そういったところも今回の仕様発注の中では、もちろんそれぞれを分離処理するようにというような仕様発注で今回ご契約をお願いしておりますので、さらには契約後においてそのことについてどう解体するのか、どう処分するのか、当然産業廃棄物になりますので、マニフェストを含めてそういったところを確認して、これならばゴーというところで計画工程が確定していくというようにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

できる限りその工法の中にもアスベスト関係の飛散というのが出ないように。今答弁ではほとんど少ないですよ。しかし、あれだけ大きい工場でありますんで、ふだん手の入らないとこ、断熱でアスベストを使ってるというのはかなりあると思うんですね。工法的にそういうことを後になってちょっとわからなかったちゅうことをなくして、やっぱりこういう解体工事のときにはきちっとやっていただきたいと要望して、終わります。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

今の部分と関連するんですけども、いわゆる撤去時の安全対策、もう一点は周辺地域への安全対策、この撤去に伴う交通関係の安全対策等々、いろいろあると思うんで

すけども、先ほどの答弁の中で、既に契約の中でそういう安全対策についてはきちん中身を精査してるというふう聞こえたんですけど、具体的にどういう形になるんか。契約内容、わかってる範囲で教えていただけますか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

先ほどから申し上げておりますように、性能発注でございますので、解体撤去をきちんとやるということで、その中で工法等、組合とある程度の部分、協議しながらやっていくと、こうなっております。

その中で、今おっしゃっておられる汚染物等の調査等、これは事前にやっておりますけども、また労基署のほうで決められるように、工事を進めていく中でそこら辺はきちんとあればちゃんと撤去をしていくということになります。

いわゆる全体にも、撤去する中では、汚染物を先に取り除いて、その後解体していくという方法をとりますので、最大限に周辺住民の方に汚染物が飛ばないように、また全体的に振動、それから騒音、ここら辺は国の基準よりまだ仕様のほうは5～10デシベル下げて契約をやっておりますので、そういう方向でも十分配慮していきたい。

交通の面につきましては、十分実際行う工事業者とともに、重機の搬入等時間的なこともあったり、そこら辺のことはこれからきちんと影響の出ないようにやっていきたいと、こう思っております。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

いわゆる解体する場合に、その安全対策ということなんですけども、今言われてる

汚染物については、これは専門の業者が入るわけですか。その辺はどうなってますか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

まず、契約のときに、いわゆる入札要項の中でまず要件が、経営規模等評価結果通知書、これが土木、それから建築、この工事のどちらか1,600点以上ということ、それともう一つは、ここ10年以内にごみ処理能力1基100トン以上を解体撤去をしたことのある業者ということで、まずそういう中で入札の要項をやっております。

ですんで、今言われたように、必ずある程度大手ゼネコンと言われる中で、きちんと経験のある、これは全てごみ焼却炉ですから、ご心配なさってる汚染物等、どうしてもあることが予想されますんで、ここら辺の経験をきちんと積んだ企業であると、こういうことでやっております。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

どういう形であれ、例えば受注を受けたところが下請、孫請、ひ孫請というような形での、特に解体業の状況なんかをよく見ますと、全く経験のない人がたくさん入って作業するというようなところも現実にはあるわけです。そういうところも含めてきちんと管理ということは、今言われてるような契約の中で守っていくという点でのチェック体制とか、清掃事業所としてどういうチェック、見ていくのかという部分についてはどうなのか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

先ほどの入札条件の中にもう一つ項目が

ありますのは、今議員さんおっしゃる、まずこの工事の施工につきましても、専任の監督技術者の配置が可能な者というのが1つあります。ですんで、請負業者は常に専門の知識を持った監督者がいると。

加えて、前年度、いわゆる汚染物等調査、それから設計をした業者と、今度は管理監督、これの業務を25年度はそういう管理監督の業務委託をいたしてございまして、そちらのほうにもきちんと監督をさせると。もちろん私どものほうも、工事を委託しておりますんで、直接現場にはどうこうありませんけども、その後、いわゆる主担者として担当のほうはきちんとチェックしていくという体制で考えております。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

そういう現実に工事していく中で、粉じん等の飛散があるわけですけども、それは通常の粉じん物であればいいわけですけども、汚染、特に先ほど話出てましたダイオキシンやとかアスベストやとか、健康に被害があるような部分については、これは工事は全体覆ってやるわけですか。外に飛ばないということは大丈夫なんですか。

○議長（藪内留治君）

事務局次長。

○事務局次長（山口 強君）

当然最大限飛散を抑えるという工法でやってまいります。それが今、例えばドーム型にするとか大きく囲うとかいろいろあります。それも先ほどの地図のように、極めて両側は川に囲まれてる中で、技術的にはちょっと今の日本の工法ではしんどいところもあるというのも聞いておりますが、言われるように、まず汚染物を先に除去いたします。それでその後解体していきますの

で、もちろん中で、その工事中は集じん器等を回してきちっとその中のごみ、集じん、こちら辺はきちっと規定どおりに抑えていくというのが、仕様書の中で謳っております。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

専門的なことはわかりにくいわけですが、少なくとも工事中はきちっとそういう部分が出ない、またチェックができるという体制を、もちろん専門業者にお任せになるということですが、事業主としてもその辺のチェックができるような体制、やっぱりつくっていかんと、地元の住民に対しては十分説明としては非常に弱いかなと思いますので、その辺だけ確認をしたいと思いますんですけども。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

私のほうからお答えさせていただきます。重々に安全対策、管理徹底ということで、先ほど来、山口のほうから説明している中でも、1つつけ加えさせていただきますと、現場を管理する上でモニタリングをしっかりしなさいと。これは飛散には気象、風向き等々は当然影響しますので、まずはそういう条件を1日のモニタリングをしっかり監視しなさいと。

1点は、冒頭の説明にもあるんですけども、それぞれの機器をパーツ、パーツで今想定しているところでは、それぞれパーツを閉鎖して中の汚染物をまず除染吸引すると。それで全体を解体するときには、今議員さんおっしゃられてるドームになるのかシート覆いになるのか、それは設備が旧工場の場合、屋外施設が非

常に多うございますので、パーツごとの覆いというようなことが今多分に想定はされるんですけども、そのあたりも含めて、最終的にはこの工法でいこうという、我々と施工業者との協議の上で、労働基準監督署、これで大丈夫でしょうかというのが、最終のおすみつきになろうかといったところの安全対策を手順を踏んでいくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

明石議員。

○9番（明石輝久君）

そういう形でやっていただきたいということをお願いをするわけですが、本来は契約時に今載ってるようなことも含めて一定の答えを出しておくべきであったのかなという気がしてるんですけどね、今後、工事進めていく上では慎重にやっていただきたいということで、終わります。

○議長（藪内留治君）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（藪内留治君）

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

○議長（藪内留治君）

続きまして、日程第4、行政報告に入ります。

本件の報告を求めます。事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

ごみ処理広域連携検討依頼の対応につきましては、平成22年8月に大阪府の市町村課の行財政調査において、経営改善という観点から、施設の焼却能力には相当にゆとりがあるので、他都市のごみの受け入れも検討し、施設の有効利用を図るよう促されたという背景があり、その後、泉佐野市田尻町清掃施設組合より正式な検討依頼を受け、今日まで双方の間で検討を進めてまいりましたが、去る6月27日に広域連携の検討依頼を辞退するとの文書を受け取っていますので、時系列的にポイントを絞ってご報告を申し上げます。

資料1-1をごらんください。

これが、平成23年9月28日に来たごみ処理の広域連携の検討依頼書の写しでございます。主な内容としては3点ございます。

まず1点目に、現在稼働している泉佐野市田尻の清掃工場は26年目を迎えており、老朽化は否定できない状況にあること。2点目に、平成21年度に国の新たな制度のもとに早期健全化団体となり、財政が極めて厳しい状況にあり、新炉の建設はもとより、大規模な現施設の改修についても極めて困難な状況に置かれていること。3点目に、大阪府としても一般廃棄物の広域処理を促進していること。

以上のような状況のもと、近隣施設に特

段の配慮をお願いしたいということから、立地条件、処理能力、発電設備などすぐれた一般廃棄物処理施設である岸貝クリーンセンターを有する岸貝清掃施設組合との間で、泉佐野市田尻清掃施設組合としても最大限の努力をするので、ごみ処理の広域連携について前向きな検討をお願いしたいという内容で、将来的な組合再編の記述もつけ加えられておりました。

次に、資料1-2をごらんください。

これは、さきの検討依頼に基づき、岸和田市、貝塚市、当施設組合の3者による検討組織で検討した内容を、相手方の求めに応じ文書で返したものでございます。

まず1点目に委託期間とごみ量について、2点目にごみの質について、3点目にごみの範囲、収集・受け入れ体制について、4点目に経費負担についてでございます。詳細については記載のとおりでございます。

次に、資料1-3をお願いします。

これは、資料1-2の文書の特に重要な部分について補足説明を行ったものでございます。その主な内容は、委託期間とごみの量に関するもので、当施設組合の基本姿勢、前提条件の整理、施設の有効利用や焼却能力の余力に関する当方の考え方等を説明したものでございます。

次に、資料1-4をお願いします。

これが、冒頭に申し上げました6月27日付の相手方からの書面で、その内容は以下のとおりでございます。

平成23年9月28日付で、泉佐野市田尻町清掃施設組合の管理者より、広域連携によるごみ処理依頼をさせていただいたが、平成24年12月20日付の岸貝清掃施設組合からの検討結果を受け、内部でもさまざまな角度から検討したが、処理経費が今よりも多額になること、家庭系ごみと事業系ごみの

混載解消についても、住民生活への影響から困難であると判断した。よって、今回の広域連携の依頼を辞退したいとのことでございました。

ごみ処理広域連携検討依頼の対応に係る経過の概要や添付資料の説明は、以上でございます。

○議長（藪内留治君）

ただいまの報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藪内留治君）

質疑なしと認めます。

本件は、これで打ち切ります。

○議長（藪内留治君）

次に、日程第5、一般質問に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

5 番鳥居宏次議員。

○5 番（鳥居宏次君）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問に参加させていただきます。しばらくの間、ご清聴をよろしくお願い申し上げます。

きょうは、1として大阪湾のフェニックス計画の現状と課題について。先ほどから出ておりますごみの最終処分地である大阪湾フェニックス、そして灰溶融炉をとめてそのままの状況で排出していくわけでありますが、状況的にどういった現状と課題についてをお伺いしたい。

2につきましては、3月議会でも発言をしましたが、その後どのような取り組みをいただいているのか、それについてお聞きしたいと思います。順次、順番をもってお聞きしたいと思います。

まず、フェニックス計画の概要や組織運営等についてお尋ねしたい。

これは、瓦れき問題がもう既に関西地域

で大阪市のみで処分になってるんですけども、1年ほど前にいろんなことが先行して新聞に報道発表されて、岸貝清掃工場も参加するんじゃないかと、我々全然知らないところからでも電話がかかってきて、そういう状況がありました。

こういう重大なことをどのような形で運営上決めていかれたのか。今お聞きしたいのは、運営組織についてお聞きしたいということでもあります。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

それでは、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、大阪湾フェニックス計画の概要についてご説明申し上げます。

大阪湾広域臨海環境整備センター、以下「フェニックス」と申し上げますが、フェニックスへの廃棄物の受け入れ区域は、近畿2府4県168市町村でございます。尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖に最終処分場があり、現在の主な受け入れは大阪沖となっております。最終処分場への受け入れ基地は、大阪、堺、泉大津のほか近畿内に6カ所あり、岸貝クリーンセンターは主に堺基地を利用いたしております。

フェニックスでは、適正な廃棄物処理を行うため、全ての廃棄物について事前審査を行い、基地に搬入された廃棄物は目視検査を行い、必要に応じ簡易検査、展開検査、化学分析などの受け入れ検査等を実施しております。

次に、運営組織等についてでございますが、大阪と兵庫に建設事務所があり、全体を総括する部門として総務、財務、企画、工務、環境、業務の6つの課があります。その上に理事等がおり、理事長の上に管理

委員会があります。管理委員会は、近畿2府4県の知事と大阪市長、神戸市長の8名で構成されており、重要な事項について協議することとなっております。

フェニックスの概要等については、以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

答弁いただいたんですけども、非常に複雑な組織になっておって、一番最高決議できる機関として管理委員会があるという今の答弁ですね。管理委員会がある。2府4県の知事と大阪市長、神戸市長、8名で構成されてると。

フェニックスと当施設組合構成市はどのようなかわりを持ってるか。全く上からちょろっと流れてきて物事が進んでいくということなんか。特にああいいう瓦れき問題のときは新聞報道が先行したんですよ。我々構成市の組合としてどうかかわりを持ってるか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

まず、当施設組合のかかわりといったしましては、フェニックスは、大阪府、あるいは構成市である岸和田市や貝塚市からフェニックスに関するアンケート調査や意見具申があった場合は、それに答えるようにしておりますが、フェニックスの運営そのものに大きくかかわっているわけではございません。

ただ、焼却灰等の排出責任者として、フェニックスの建設や維持管理に要する経費に対して応分の負担を行っているところでございます。

一方、構成市である岸和田市と貝塚市においては、大阪湾広域処理場整備促進協議会という組織があり、その大阪部会の中で広域処理場の整備の促進を図っております。

説明は以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

いろいろと説明はそういうふうに説明がなされてんですけども、質問の一番の問題点は、例えば東日本大震災等の区域外の瓦れきを受け入れる場合、あのときは決定権は運営委員会、知事とかそういう方々が持っておって出されたのか。我々もフェニックスという1つの組織の中に入ってると思うんですけども、それは本当に知事とかトップの管理委員会、書類的に見れば関西広域連合という言葉がいっぱい出てくるんですね。奈良は入ってないんですけどね、関西広域連合から申し入れがあったとかいろいろあったんですけども、そういう決定権は知事にあったのか。そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

先ほど説明したとおり、知事を中心に管理委員会で基本的なことは決めるということになっているわけでございますけども、焼却灰等の内容によっては、国の個別評価を受けた上で、関係機関あるいは関係団体との協議調整も必要になると思われま

す。ちなみに、東日本大震災の災害瓦れきの受け入れ問題については、フェニックスから国に個別評価の申請を行ったものの、災害瓦れきの処理量の調査も進み、相当に処理が減ったということや、全国的な災害瓦れきの広域処理も進んでいたことから、国

は個別評価をしないということになり、フェニックスへの災害瓦れきの受け入れの話はなくなったということでございます。

お尋ねの関西広域連合とこの管理委員会等の関係ですけれども、関西広域連合自身は、フェニックスの問題だけと違って、さまざまな問題について知事等が集まって話をしていると。この管理委員会については、知事等が集まってやるんですけれども、実質的には理事会等でいろんなことを決めて、知事等が集まるということは、書面上の審査とかいう会議とかはやるらしいんですけども、二重にメンバーがダブってるということもあって、関西広域連合から一応フェニックスのほうにそういう依頼があったということでございます。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

もう少し後で述べさせていただきますけれども、次に、巨大地震が起きる可能性が高いと。東南海・南海というふうな形での大災害が起きる可能性が高いということでありまして、大阪湾にずっと4カ所、今埋立処分場があるんですけれども、巨大地震に対しての備えちゅうんですか、海の中につくってんですけれども、どういうふうに対策として考えておるのか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

本件に関しましては、フェニックスに問い合わせたところ、予備調査として津波、地震発生時の被害想定をしており、津波は護岸を海面から6.5メートルの高さまで設置するため問題はないと考えているとのこと

でございます。

また、巨大地震については、一部影響はあると想定されるものの、埋立地内と海域との遮水対策には万全を期しているので、汚水が海域に流出することはないとお聞きしているということでございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

先般、南海・東南海大震災の研修会がありました。岸和田市の浪切であったんですけど、そのときの大学教授が言ってたんですけど、一般に6.5メートルということは、高潮であったり台風であったり満潮時、そういうことが重なってきたときには、2メートル、3メートル変わってくるんですね。やはり埋め立てた灰はいろんなものを含んでおりまして、近隣の漁業関係者もたくさん大阪湾にあるんですね。せやから、地盤沈下も起こる可能性もあるし、そういうことをもっと対策を立てるということが必要ではないかと思います。

今後、話し合いのときにそういうことも備えとしてあるべきかなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。これは要望でとどめておきます。

先ほど、冒頭に灰溶融炉の運転停止によるフェニックス計画への影響について、岸貝は灰溶融炉を運転せんでもいいよという回答をもらったと。それはそれでいいことやと思うんですけども、どんどんそういう形で灰が今後埋め立てをしていけるのか、そういう将来見通しも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

まず、今のお尋ねですけれども、平成23年

度に現在の大阪湾圏域広域処理場整備計画の基本計画の見直しが行われております。見直しに当たっては、各自治体に対し処理処分計画量の調査があり、当組合としては東日本大震災の直後による国内全般の電力事情の逼迫などから、溶融設備の休止を前提とした調査回答をいたしておりますので、フェニックス計画への影響はございません。

ちなみに、従前のフェニックス計画では、平成33年度で処分場が満杯になるとされておりましたが、ごみの減量化等が進んでいることもあって、現在の計画では、平成39年度まで延命化が図られるという計画になっております。

なお、当クリーンセンターといたしましても、従前埋め立て処分を行っていましたが、カレット、いわゆる瓶の割れくずですけども、これを昨年10月からリサイクルルートでの処理に切り替え、一層の排出物の削減に取り組んでいるところでございます。

説明は以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

話としてちょっとお聞きしたいんですけども、1年間にこの岸貝清掃工場から排出される灰ですね、残渣と言われるんですけど、残渣と、そして埋立地に持っていったる瓦れき、そういうものの総トン数は幾らなんでしょうか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

フェニックスのほうに私どものほうから持ち込んでおる処分量、総量でございます、こちらが、前年度実績でございますけども、1万3,130トン、内訳といたしましては、焼却灰、前年度に関しましては一昨年度の溶

融炉を3月運転しておりましたので、そのときに発生した一部スラグは昨年度排出しております。

それと、溶融が運転あろうがなかろうがバグフィルター等で回収した飛灰については、もとより固化して処分しておりますので、固化飛灰、それと別に、焼却残渣ではないんですけども、瀬戸物、それぞれ自治会さん不燃物回収とかそういった形で回収されてるものを別途埋め立てのほうに持ち込んで。

さらには、先ほどちょっと局長のほうから最初あったんですけども、カレット、これはつまり、私ども、瓶・缶の収集を行って中で処理の工程、収集の工程等で当然割れが発生します。その中で回収できなかった割れくず、これも相当量がございます、大体年間1,000トンほどのカレット、割れくずがフェニックスのほうで処分されております。

それで、灰溶融炉を停止したことによって、当然、溶融を運転しておりますと、1つ、メタルという有価物、これは金属の分だけは、今までの実績経過でございますけど、年間100トンほどでございます。ただ、それに見合う分、それ以上にフェニックスに負荷をかけない、さらに我々岸和田市貝塚市としてもリサイクル全般のリサイクル率の向上、これは国の方では25%という大きな目標を掲げる中で、私どものほうの施設からのリサイクル率といたしましては、約17%程度でございます、まだまだ目標には少し乖離がございますので、まず取っかかりができるカレットのほうからということで、昨年10月のほうから、昨年度については約400トン、10月から以降でございます。

缶・瓶のほうは、夏場のほうはどうして

も搬出が多いので、秋から冬の半年でござい
ますけども、約400トンがリサイクルのル
ートのほうに回しておるといことござ
います。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

答弁いただきましたけども、今、フェニ
ックスで稼働してんのは4カ所、尼崎沖が
ほとんど95.6、この資料はちょっと古いん
ですけども、これは正式なホームページで
今掲載されてる資料なんで、一応これから
後の年度ももっと埋め立ては進んでると思
うんですけども、尼崎が95.6、泉大津が
84.7、そして神戸沖が54.9、大阪沖埋め立
てが今のところまだこの資料ではゼロである。
岸貝はそこへ、大阪沖というふうにこれは
使っていくということね。

それで、先ほど年数で平成33年度までだ
ったのが39年まで、期間は15年あるよう
に見えるんですけども、この4つとも満杯に
なった場合に、早目に次の埋立地を確保し
てなければあかんと。それはどこになるか
わかりませんが、そういう4カ所では
今のところ言うてる間に埋まってくるとい
うことで、そういう点の将来性の見通しと
してはどうなんですか。

○議長（藪内留治君）

管理課長。

○管理課長（小南和巳君）

現在処分を行ってるフェニックスの処分
場、議員さん今おっしゃられた中の泉大津
90数%といったところには管理型、俗に言
う私どもの焼却灰等々の投入はもうござい
ません。今そういった焼却灰を持ち込んで
おるのが神戸沖、大阪沖のこの2カ所とな
っております。大阪沖に関しましては、22

年のたしか10月から受け入れを開始して
おるとい状況で、先ほど来から平成17年
当初、今のフェニックス計画は俗に言う2
期計画でございまして、その計画を立てた
ときに、平成33年までと、大阪沖はとい
うことございまして。

ただ、そこから経済の動向や産業等々も
鑑みて、フェニックスのほうは搬入量、物
量、もちろん私どもの一般廃棄物も全国的
に減少の傾向にたどっておりますので、そ
ういったところも平成23年に見直しをされ
て、今の3期計画でも大阪沖のほうは一番
投入しかけたフレッシュなほうでございま
すので、そこが埋まってしまうのが平成39
年という、残り15年という、その計画があ
って、ちょっと話が余談になるんですけど
も、溶融炉の停止も最終処分場を15年以
上確保がなければできないといったこと
もございまして、15年といこと今お聞き
しております。

その上で、後の後半のほうのご意見で、
その後の計画といことございまして。私
どもも実際にその後の計画といのは、具
体的にどこでどんなボリュームといこと
の情報は一切まだ私どももお聞きはして
おりません。

計画に関しましては、それぞれ、もとも
と168市町村は出資団体でございまして。
こちらにおきましては、岸和田市、貝塚市、
それぞれ市のほうが出資団体となっており
まして、3期に向けての促進協議会、それ
に向けてのヒアリング等々が昨年から内陸
部でどうだの、やはり大阪湾に頼らんとし
ようがないといったような調査がされて
おるといこと、今、府のほうからはそれ
ぞれ私どもも出さしていただいた、私
ども組合ですんで、岸和田市さん、貝塚
市さんのそれぞれの調査に組合も同意見
といこと

で賛同さしていただいております。

その取りまとめた結果も、やはり将来に向けて第3期計画をすべきということで大阪府のほうでは今取りまとめ、大阪部会、それぞれ近畿2府4県ございます。それぞれ都道府県ごとに部会がございますので、まず大阪の意見ということでそれを取りまとめたということで、先日通知を受けております。

以上でございます。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

もう一点、最後ですけども、この問題については、やっぱり岸和田、貝塚が意思表示をできる体制にあるかどうか。それをちょっと本当は聞きたかったと。やはり灰の処理としてフェニックスに世話になってるというのは、これはそうなんですけども、この組織でいけば、京都もあり奈良もある。兵庫もあるんですか。そういう内陸のともあって、それが全部神戸沖、尼崎沖、大阪沖で泉大津と、順番にこうずっと行ったら、また岸和田近辺、沖合いになってくるかもわからんと。これはわからんですよ。そういういろんな問題、39年度に向いての物事が動き出してくるとしたら、やっぱり発言できるそういうものがあるかどうか、最後ちょっと答弁してほしい。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

ただいまのお尋ねの件でございますけども、何分、近畿2府4県168市町村という大規模なことで運営しておりますので、一市町村、あるいは一組の中でフェニックスに対して、アンケート調査とか来たら当然情報はしますけども、そのことで岸和田市あ

るいは貝塚市がフェニックスに対して全体を動かしていけるような意見を言うということは、ちょっとしんどいかなというふうに思います。

ただ、万が一そういう岸和田沖とか貝塚沖に次の埋立地が来るみたいなことになると、当然それは地元になりますんで、そのときにはいろんな意見も多分に言えると思いますけども、全体の中で直接関係のない場所で進んでいく問題については、余り意見は言えないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

その件は将来的にいろいろまた議論があると思いますんで、よろしくお願いします。

通告に従いまして、次の2点目の事業系ごみの焼却手数料の改定について。

3月議会で質問してありまして、ちょうど手元にそのときの議事録を持っております。これを読み返しておれば、大体そのときの答弁がどうであったかというのがわかりまして、ホームページに議事録の掲載ということができたのを、私自身は喜んでおります。

とりあえず、その後どうなったかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

この事業系ごみの焼却手数料の改定について、前回も議員さんから厳しい指摘を受け、いつまでもほっとくわけにいかんということで、前回の一般質問でもお答えしたように、長年の経過、経緯はあるし、また背景もありますけども、見直しについては

相当時間はかかると思いますけども、今年度中に岸和田市、貝塚市、当施設組合の3者による検討組織を立ち上げ、検討を進めてまいりたいというふうにお答えしています。

その中で、そういう形で準備進めてるんですけども、ただ、検討組織を立ち上げる前に、課題の抽出や課題の整理というものを十分に行わなければ、検討組織を立ち上げてもなかなかスムーズにいかないということもありまして、近々のうちにそうした作業に取りかかるという予定にしております。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

3月議会のときは、今、岸貝清掃組合が68%の減免をしてると。その減免のもとになるのは1万1,000円という金額でありまして、68%減免してると。それを外した場合、どの程度の財政効果があるのかという質問の答弁では、事務局長の2億6,700万効果があるという答弁でありました。

さらに、先ほど1万1,000円という単価は、19年度で1万1,934円、20年度で1万2,804円、21年度で1万4,580円、22年度で1万3,699円、23年度で1万5,059円というふうなはっきりした答弁をいただいております。これにあと、公債費、建設費用を入れると、トン4万円近い額になると思われるという答弁でありまして、全くそのとおりであると私も思います。

この清掃議会の視察旅行へ行っ、関東のほうへ行っても、4万円とはいかなくても、2万円が大体焼却コストであるというふうな、大体あちこちの工場で聞けば、焼却コストというのは2万ぐらいというふうに答弁しておりました。

先ほど答弁でいけば、3月のときと全く同じ状況でしか、管理者が答弁いただいたんですけども、先ほど局長答弁したとおり、検討組織、これを立ち上げて検討していくということでございます。その線に沿って25年度から進めていきたいと、このように考えております。これは野口管理者の答弁でありました。

今、8月でありますんで、きょうはこういう話をここでとめておきますけども、やはり1年の間に動きをつくるよという答弁であったんですけど、その点だけ確認したいと思うんですよ。

○議長（藪内留治君）

事務局長。

○事務局長（平塚隆史君）

答弁申し上げたとおり、今年度中にそういう検討組織を立ち上げて検討を進めていくということで答弁もさしていただいておりますんで、今その準備でやっておりますんで、今年度中には検討組織を立ち上げて本格的な検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藪内留治君）

鳥居議員。

○5番（鳥居宏次君）

岸和田市もそうなんですけども、やはり集めやすいところから集めるような形で、負担が、ごみの有料化ということでリッター1円というのが岸和田です。貝塚さんは1袋9円でしたかね。しかし、そういう改定をしていってると。そしたら、この新工場ができてから事業系というのは全く改定されてないんですね。19年やから6年たってるんですね。一遍に68%いきなり上げて、外してということは難しいと思うんですよ。しかし、3年ぐらいの単位で改定をしていかなければ、68になったままで、大阪府下

で一番安いんですよ。水も一緒ですけども、高いところから低いところへ流れんですよ、ごみというのは。

事業系がどうなってるかちゅうのはありますけども、岸和田貝塚の清掃工場はやっぱりそういうコスト意識を持って、そしてこういう減免のところを改定していかなければ、市民に対する負担が、取りやすいところからしか取ってないんじゃないんかという思いでいっぱいあります。

また次回の議会で質問にさしていただきたいと思います。本日はこれで終わります。

○議長（藪内留治君）

これをもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成25年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時43分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議長 藪内 留治	
同議員 来原 佳一	
同議員 鳥居 宏次	

平成25年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名	備考
議案第5号	岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について	別途送付
議案第6号	岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事請負契約の締結について	別途送付

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第5号

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

請負契約の締結について

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年8月7日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 野口 聖

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金246,750,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号(古河大阪ビル)
川崎重工業株式会社関西支社
支社長 前田 勇治

議案第6号

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場 解体撤去工事請負契約の締結について

岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成25年8月7日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 野口 聖

記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市清掃施設組合旧清掃工場解体撤去工事
- 1 契約の方法 条件付一般競争入札
- 1 契約金額 金489,300,000円
- 1 契約の相手方 大阪府中央区北浜四丁目7番28号
三井住友建設株式会社大阪支店
執行役員副社長支店長 重見 法人

